

社会保険

こうち

Tosa Kochi

3

2020



高知市土佐山中切

鏡川の支流、東川川の源流部に位置する嫁石地区にある梅林。林内には遊歩道が整備されていて、梅の香りを楽しみながら散策できるようになっています。2月中旬から3月上旬が見ごろで、その時期にあわせて梅まつりが開催されています。

この地は昔、往還道として賑わっており、嫁入道中の花嫁が腰をかけて休憩した岩があることから、嫁石と呼ばれるようになったといわれています。

- 日本年金機構からのお知らせ 2～3
- 協会けんぽからのお知らせ 4～5
- (一財)高知県社会保険協会からのお知らせ
 - ◎ 健康づくり事業「宿毛湾船釣り大会」のご案内 6

【申込書】

一般財団法人 高知県社会保険協会
 〒780-0823 高知市菜園場町1番21号 四国総合ビル6階
 TEL 088-855-6612 FAX 088-855-6613
 ホームページ <http://www.kochi-f.co.jp/k-hoken/>

職場内で回覧を
 お願いします。

日本年金機構からのお知らせ

厚生年金保険・健康保険制度について

◇ 加入義務について

次の事業所は、厚生年金保険・健康保険の加入が法律で義務付けられています。
(強制適用事業所)

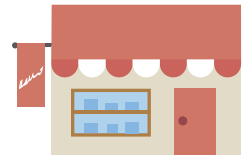
すべての法人事業所

(被保険者1人以上)



個人事業所

(常時従業員5人以上
雇用している)

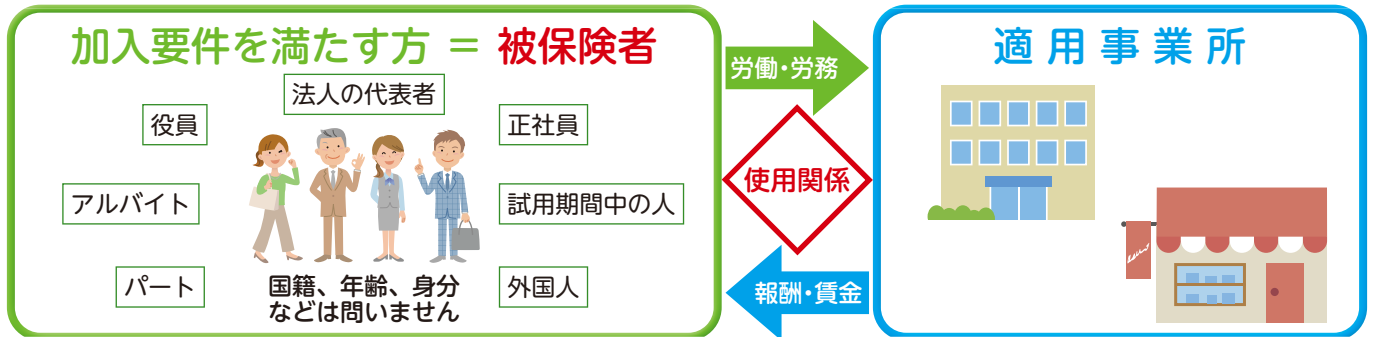


- ※法人事業所であっても学校法人の事業所は私立学校教職員共済制度に加入することになります。
- ※5人以上の個人事業所であってもサービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務などの事業所は強制適用事業所から除かれます。
- ※強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険と健康保険に加入することができます。
(任意適用事業所)

◇ 被保険者とは

厚生年金保険・健康保険では、会社（事業所）単位で適用事業所となり、その事業所に使用される人はすべて被保険者になります。

※厚生年金保険は、原則70歳に達するまでの加入になります。



○ 厚生年金保険・健康保険の加入要件

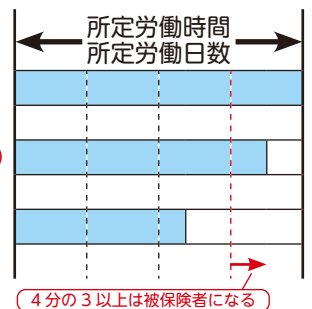
正社員や法人の代表者、役員等は被保険者になります。
パートタイマー・アルバイト等でも、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である方は、被保険者になります。
また、正社員の4分の3未満であっても、週の所定労働時間が20時間以上など一定の要件を満たす方は、被保険者になります。

正社員 (被保険者)

パートタイマー (被保険者)

パートタイマー

(一定の要件を満たす方は、被保険者になる)



○ 年金受給者を雇用した場合

70歳未満で老齢厚生年金（特別支給を含む）を受給している人を雇用した場合でも、加入要件を満たす方は、被保険者になります。

なお、在職中の老齢厚生年金は給料・賞与・年金から算出される1ヶ月当たりの合計収入に応じて、年金の一部または全部が支給停止になる場合があります。

○ 外国人を雇用した場合

加入要件を満たす方は、国籍を問わず被保険者になります。

○ 試用期間中の社会保険の取扱い

法律上の雇用契約や本人の同意にかかわらず、加入要件を満たす方は、試用期間の当初から被保険者になります。

◇ 加入の手続き

厚生年金保険・健康保険に加入するときは、事業主からの届出が必要です。



※ 詳しい届出の方法や必要な書類などは、年金事務所へお問い合わせください。

なお、日本年金機構ホームページから届書用紙をダウンロードできます。 <https://www.nenkin.go.jp/>

◇ 厚生年金保険の給付

厚生年金保険は、被保険者が高齢になったとき、障害の状態になったとき、亡くなったときに、請求していただくことにより、年金や一時金の支給を行う制度です。

○ 高齢になったとき・・・《老齢厚生年金》

厚生年金保険に加入していた方が次の条件を満たしたときに、老齢基礎年金に上乘せして老齢厚生年金が支給されます。

- ① 65歳以上（60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給も可能）
- ② 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある
- ③ 老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間がある

また、次の条件を満たしている方は60歳から65歳までの間に、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。（*生年月日・性別によって支給開始年齢が異なります。）

- ① 60歳以上
- ② 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある
- ③ 老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間がある

60歳	65歳
特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
	老齢基礎年金

○ 障害の状態になったとき・・・《障害厚生年金》

厚生年金保険に加入している間に、初診日（初めて病院に受診した日）がある病気やけがにより障害の状態にあるとき、その状態に応じて給付を受けることができます。

※一定の割合以上保険料を納付していた期間等があることが必要です。

障害厚生年金 障害基礎年金	障害等級 1～2級	障害厚生年金と障害基礎年金の両方が支給されます。
障害厚生年金	障害等級 3級	障害厚生年金のみが支給されます。
障害手当金	障害等級 3級より軽い障害	一時金として障害手当金が支給されます。

○ 亡くなったとき・・・《遺族厚生年金》

厚生年金保険に加入中の方がなくなったとき（加入中の傷病がもとで、初診日から5年以内に亡くなったときを含む）、その方によって生計を維持されていた遺族に遺族厚生年金が支給されます。

※一定の割合以上保険料を納付していた期間等があることが必要です。

◇ 遺族厚生年金が支給される遺族 《遺族優先順位の高い方》（年齢等の条件があります。）

- 1 配偶者または子
- 2 父母
- 3 孫
- 4 祖父母

◇ 子のある配偶者または子には、遺族基礎年金もあわせて支給されます。（年齢等の条件があります。）



お問い合わせ先

高知東年金事務所
南国年金事務所

TEL 088-831-4430
TEL 088-864-1111

高知西年金事務所
幡多年金事務所

TEL 088-875-1717
TEL 0880-34-1616

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの令和2年度の保険料率は 令和2年3月分(4月納付分)から変わります。

高知支部の健康保険料率・介護保険料率はともに**引上げ**となります。

現行 10.21%	健康保険料率	令和2年3月分～ 10.30%
現行 1.73%	介護保険料率	令和2年3月分～ 1.79%

※40歳から64歳までの方(介護保険料2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが
保険料の上昇を抑える大きな力になります。

生活習慣病予防健診に関するお知らせ

現在、生活習慣病予防健診を受診にするにあたっては、加入者・事業主様から協会けんぽへ申込み(生活習慣病予防健診申込書の提出)が必要ですが、加入者・事業主様の事務軽減のため、令和2年4月1日受診分から、協会けんぽへの申し込みを廃止することといたしました。

これにより、**令和2年4月以降に受ける健診は、健診実施機関へ予約するのみ**で手続きが完了になります。

●生活習慣病予防健診のご案内について

毎年3月末頃に、協会けんぽから事業主様へお送りしている「生活習慣病予防健診申込書」に代わり、令和2年度受診分(令和2年3月送付予定分)から、健診対象者の情報を記載した「**生活習慣病予防健診対象者一覧**」を送付します。この一覧は申込書ではないため、協会けんぽへの提出は不要です。なお、情報提供サービスを利用した申込みも不要となります。

	受診する年度	協会けんぽからの送付物 (送付時期：毎年3月末頃)	協会けんぽへ提出するもの
現行	令和元年度 令和2年3月31日受診分まで	生活習慣病予防健診申込書	生活習慣病予防健診申込書
変更後	令和2年度 令和2年4月1日受診分より	生活習慣病予防健診対象者一覧	なし

●健診実施機関へのご予約について

令和2年4月1日受診分より、協会けんぽへの申込みが廃止となるため、健診実施機関で予約を受付した際に受診資格の確認を行います。ご予約の際は、協会けんぽから3月末頃に事業主様へお送りする「生活習慣病予防健診対象者一覧」や保険証をご参照いただき、以下の内容をお伝えください。

≪ご予約時に健診実施機関へお伝えいただく内容≫

- ① 保険者番号 ② 健康保険証の記号 ③ 健康保険証の番号 ④ 氏名
⑤ 生年月日 ⑥ 健診予定日 ⑦ 希望する健診の種類 ⑧ 連絡先

退職日の翌日に、健康保険証は無効（資格喪失）となります

在職中の保険証は、退職日の翌日に無効（資格喪失）となります。従業員の方が退職をされる時には、必ず保険証（扶養家族分も含む）の回収をお願いします。

また、回収後の保険証は「被保険者資格喪失届」に添付し、早急に日本年金機構事務センターまたは管轄の年金事務所へご提出をお願いします。

※保険証を回収できない場合は「被保険者証回収不能届」の添付をお願いします。

退職後の健康保険加入のご案内

協会けんぽにご加入の方が退職される場合には、以下の3つの健康保険の中から保険料や給付内容等を比較検討のうえ、ご本人で選択された健康保険へ手続きする必要があります。

..... 3つの健康保険の比較

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ・退職日までに被保険者期間が継続して 2か月以上 あること ・退職日の翌日から 20日以内 に手続きをすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家族が加入している健康保険の扶養条件を満たす必要があります ※ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・退職前に控除されていた保険料を2倍した額になりますが、上限があります（平成31年度より標準報酬月額上限300千円に変更） ※都道府県で保険料率が異なります。 ・保険料率の変更等を除き原則2年間変わりません 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料は加入する世帯の人数・前年の所得などによって決まります ・お住まいの市区町村により保険料額が異なります。 ※倒産、解雇、雇止などにより離職した場合は保険料が減免されることがあります 	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の保険料負担は原則ありません

●令和元年10月より、退職日の確認できる事業主または公的機関の証明印が押された書類によって、任意継続の保険証の作成ができるようになりました。

<<添付していただく証明書>>

- 事業主が証明した退職証明書写し、雇用保険被保険者離職票写し、資格喪失届写しなど
- ※証明書等の添付がなくてもお手続きできますが、その場合は従来どおり日本年金機構からの情報を受けてからの交付になります。（任意継続資格取得申出書の提出は、退職日の翌日から20日以内です。）

●任意継続加入期間中は、国民健康保険の加入や扶養家族になるといった任意の理由により途中でやめることはできません。

●「任意継続被保険者資格取得申出書」は、**退職日の翌日から20日以内**（20日目が土日、祝日の場合は翌営業日）に、お住まいの都道府県の協会けんぽ支部まで郵送にてご提出ください。（**20日以内に必着**にてお送りください。）

●ご家族を被扶養者として手続きする場合はマイナンバーの記入が必要です。

また、16歳以上の場合、学生であっても**収入要件を満たすことを確認できる書類**が必要となります。

※在職中に扶養家族であって、**退職後も引き続き扶養家族として手続きを行う場合でも、添付書類が必要**となります。

※被保険者と姓が異なる場合など、収入確認以外の添付書類が別途必要となる場合があります。



(一財) 高知県社会保険協会からのお知らせ

健康づくり事業『魚つり大会』のご案内 宿毛湾船釣り大会

申込締切
5月15日(金)
まで!

- 主催 (一財) 高知県社会保険協会
- 参加資格 (一財)高知県社会保険協会加入事業所(前年度会費納入済)の事業主・被保険者
- 開催日時 **令和2年6月7日(日)**
午前6時30分に出港(午前6時より集合場所で受付)
(注) 当日、悪天候(海上の状況)により、順延することがございます。
なお、雨天(小雨)であっても海上が穏やかな場合は実施いたします。
- 集合場所 [石黒千栄丸渡船] 前の港(宿毛市藻津 672-5)
- 募集人員 20名様(ただし、1事業所 4名様まで)
- 個人負担 **1人 2,000円**(当日、受付と同時に支払ってください)
- 主催者側で準備するもの
・船 ・餌(アミエビ 1人あたり2ブロック)
*「サシ餌」・「氷」は各個人でご準備下さい。
- 申込方法 下記の申込書をコピーし必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。
※ FAX (088-855-6613) にて申し込み可
- 申込先 〒780-0823 高知市菜園場町1-2-1 四国総合ビル6階
(お問合せ先) 一般財団法人 高知県社会保険協会
TEL 088-855-6612 FAX 088-855-6613
- その他 参加を中止される方は、6月1日(月)までにご連絡をお願いします。



宿毛湾船釣り大会 参加申込書

(フリガナ) 参加者氏名	生年月日	住 所	電話番号
	・ ・	〒 -	() -
	・ ・	〒 -	() -
	・ ・	〒 -	() -
	・ ・	〒 -	() -
事業所住所 (〒 -)			
事業所名称			
会員番号	※会員番号が不明の場合はお気軽にお問合せ下さい。		事業所電話番号 () -
申込責任者氏名			事業所FAX番号 () -

※ご記入いただいた個人情報につきましては、宿毛湾船釣り大会の運営以外には使用いたしません。

家庭常備薬等の 斡旋について

～もしもの時に役立つ「家庭常備薬等」職場・ご家庭などにいかがですか!～
当協会では、従業員並びにご家族の皆様への福利厚生事業の一環として、疾病予防や健康管理にお役立ていただくため家庭常備薬等の斡旋をご案内しております。是非、ご利用ください。